

令和4年度（2022年度）第9回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2023年1月26日（木）午後3時30分開会

場 所：かでの2・7 10階 1040会議室

1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） ただいまより令和4年度第9回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。

本日は、オンラインを併用する対面形式での開催としており、委員総数15名中、会場出席が会長の1名、オンラインでの出席が11名で、合わせて12名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、資料について確認いたします。

オンラインで参加の委員の皆様には事前にお送りしておりますが、資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1は1から3、資料2は1から4、資料3が1から5となっております。

なお、会議次第につきまして、3の議事のところは、議事（1）、議事（2）と来て、最後に議事（6）となっておりますが、議事（3）の間違いですので、この場で訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議題は3件です。

議事（1）は、本日が2回目の審議となります（仮称）恵山地熱発電事業環境影響評価方法書についてで、合同会社はこだて恵山地熱の事業でございます。事務局からは、昨年12月に実施しました現地調査の報告、意見の概要と事業者の見解、主な1次質問とその事業者回答の報告を予定しております。

議事（2）と議事（3）は、いずれも3回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）中頓別陸上風力発電事業環境影響評価方法書についてと（仮称）宗谷丘陵風力発電事業環境影響評価準備書についてです。中頓別は中頓別ウィンドファーム合同会社の事業、宗谷丘陵は株式会社道北エナジーの事業であり、事務局からの主な3次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明を予定しております。

なお、議事（3）につきましては、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は、傍聴者及び報道機関の方には退室いただきますので、ご協力をお願いいたします。

また、9月30日の審議会で、地球温暖化対策推進法による促進区域に係る環境配慮基準について、制度の概要と所管する環境審議会での検討状況をご説明いたしましたが、この件につきましては、最後に担当課からご説明を行う予定としております。

それでは、これからの議事進行は露崎会長にお願いいたします。

2. 議 事

○露崎会長 よろしく申し上げます。

それでは、これより議事（１）に入ります。

本日が２回目の審議となります（仮称）恵山地熱発電事業環境影響評価方法書についてです。

いつもですと、事務局から意見の概要と事業者の見解及び主な１次質問とその事業者回答の報告をしていただいておりますが、本件につきましては、昨年の１２月１９日に現地にて視察を行っておりますので、それも含めて事務局から簡単に説明をお願いいたします。

○事務局（菅原主任） 事務局の菅原でございます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

昨年の１２月１９日月曜日に、会長を含む６名の委員の方とともに函館市の恵山の現地調査に行っておりましたので、簡単にご報告をさせていただきます。

報告には図書を併用いたしますので、恵山地熱発電事業の方法書の図書をご用意ください。

まず、事業の概要についてです。

図書の４ページをご覧ください。

本事業は、函館市の恵山道立自然公園内の第３種特別地域を含む約３．８ヘクタールを事業実施区域としており、最大出力９，９００キロワットの地熱発電所を建設する計画となっております。

現地調査では、図書の２４ページに示されておりますオレンジ色の枠線内の既設地熱資源量調査基地内を視察いたしました。冬季であったため、積雪している状態で、なおかつ、事業者も冬期間はここから一時的に撤収しているという状況でした。

図書を戻っていただきまして、１５ページの配置計画をご覧くださいと、井戸の位置が丸く示されていますけれども、この箇所においてバルブのようなものが地表に出ているのは見えたものの、その他の範囲については、一面が雪原となっている状況でございました。

また、この１５ページの図では、発電所敷地内に等高線が１本引かれているかと思えます。１本だけなので少し分かりにくいのですが、この範囲内は、全体がなだらかな斜面になっているのではなく、ちょうど等高線の辺りが段になっておりまして、西側の区域が低くなっている状況でした。この図ですと、何となくフラッシュとバイナリーの両方が横に並んで建つのかなともイメージできるのですが、実際のところは、途中で２段に分かれておりまして、高いほうにフラッシュ型、低い方にバイナリー型が建つということです。

少し飛びまして、図書の３７２ページに植生区分図が掲載されておりますが、濃い緑色の区域の落葉広葉樹林の辺りがちょうど段の斜面となっております。

次に、周辺の眺望点についてですが、景観調査位置の前山展望台と海峡展望台に向かいまして、それぞれの位置から事業地の方向を眺めました。

眺望点の位置については、図書の３０６ページをご覧くださいと思いますが、Ｖ３

が前山展望台、V2が海峡展望台となっております。

前山展望台については、事業区域から登山道が続いておりましたので、徒歩で向かいました。展望台自体は、現在、使用不可となっております。展望台の根元から事業区域側を見ることになりましたが、区域方面は地形及び林に遮られていて、現状では特に何かが見えるような状況ではありませんでした。

また、登山道を移動中には、恵山から硫黄の臭いといいますが、硫化水素の臭いが漂ってきまして、自然の状況として、そういう臭気が感じられることがあるというのが印象的だったかと思えます。

一方、海峡展望台については、やや距離がありましたので、車で移動したのですが、事業区域と比べてかなり高い箇所がありましたので、上から事業区域がはっきりと確認できました。

また、図書の350ページに事前にクマタカが確認された位置の記録がございますが、現地調査にご参加をいただいた先崎委員がそれよりも事業地に近い位置で重要な鳥類であるクマタカを確認されたとのことですので、その他、現地の感想も含め、先崎委員から簡単にご報告をいただきたいと思えます。

○先崎委員 クマタカについては、車内からではありますが、事業地から300メートルか400メートルくらい離れているところで、旋回して上昇している成鳥を1羽確認できました。事業者からはここにはいないという説明を受けていたのですが、確認できる状況であるということです。

また、皆さんにシェアしたかは覚えていないのですが、事業者から説明を受けた柏野会館のところから山のほうを見たところ、クマタカとおぼしき猛禽類が斜面に止まっているのが見えました。

環境を見て、クマタカは少なくとも非繁殖期はこの辺り一帯にそれなりにいてもおかしくないという印象を受ける場所だなと感じましたので、調査をしっかりとっていただくのがいいのではないかとこのことを現地調査で抱いたところでした。

○事務局（菅原主任） 1点補足させていただきます。

柏野会館は、図書の351ページの拡大図の左下の辺りに恵山町と書いているところがありまして、そのやや北西にT字を逆にしたような墓地の地図記号がありますが、その道路を挟んで向かい側が会館の位置になりますので、先崎委員は、恐らくこの位置から北の方角をご覧になったのかなと思えます。

○先崎委員 そうですね。

○事務局（菅原主任） ですから、平成27年のクマタカの確認位置に割と近いのかなと思えます。

○先崎委員 そうですね。この軌跡にちょっと近いですね。

○事務局（菅原主任） 現地調査につきまして、最後に露崎会長から何か補足されることはございませんでしょうか。

○露崎会長 会長としては特にないのですけれども、個人的には、やはり風力発電所と大分特性が違うので、地熱発電の特性を考えた環境影響評価が必要かなと思って帰ってきました。

○事務局（菅原主任） ありがとうございます。

○露崎会長 それでは、改めまして、意見の概要と事業者の見解及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（菅原主任） 引き続き、資料1-1から資料1-3に基づき、事務局からご説明させていただきます。

まずは、資料1-1の意見の概要と事業者の見解についてです。

2ページ目をご覧くださいと、図書の縦覧者が0名であったこと、また、図書の公表期間中にインターネットでも公表しており、ウェブサイトアクセスしたユーザー数は6人であったことが記載されております。

次に、3ページの説明会の開催についてですが、説明会は12月16日に開催しております、30名の方が来場されたとのことでございます。

また、縦覧場所に意見箱を設置するほか、郵送により意見を受け付けていたものの、提出された意見書はなかったとのこと。そのため、意見の概要と事業者の見解そのものは、ここには記載されておられません。

資料1-1についての説明は以上となります。

次に、資料1-2の方法書に対する事務局及び委員からのご質問及び事業者の回答についてです。

委員からご提出していただいた質問を中心に、5問程度をご紹介します。

なお、資料1-3は、補足資料となりまして、今回の説明には使用いたしませんので、適宜、ご参照いただきますようお願いいたします。

まず、1ページ目の質問番号2-2をご覧ください。

バイナリー発電の場合、硫化水素濃度の予測において発生量がゼロになるのか、また、予測のときに考慮すべき設備等はないのかを質問しました。これに対して、事業者からは、バイナリー発電のシステムによっては、冷却システムから大気中に硫化水素等が拡散する場合があります、今後の詳細設計において放出の有無等を明確にした上で予測を行うとのこと。

次に、少しページが飛びまして、8ページ目の一番上の質問番号4-32をご覧ください。

昼夜のそれぞれについて、事業が渡り鳥の行動や生存に与える影響を評価すべきではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、日没から30分間の夜間の時間帯にも調査を実施しており、その中で、ヤマシギ、オオジシギ、トラツグミ、ヨタカ等を確認しているとのこと。

次に、同じページの質問番号4-39の①をご覧ください。

予測の基本的な手法として、冷却塔から排出される白煙を含めた視認状況について、主要な眺望点及び景観資源の分布を把握した上で、地形改変及び施設の存在等による影響について予測すると記載されていることについて、フォトモンタージュ法により白煙がどの程度介在するかが分かるように図に反映されるのか、また、白煙の状況は常に変化するけれども、どのような場面における予測、評価を行うのかを質問しました。これに対して、事業者からは、白煙を考慮したフォトモンタージュを作成すること、また、白煙の状況は、風の強弱等、複数パターンを考慮する予定であるとのことです。

次に、9ページ目の質問番号4-46をご覧ください。

図書の315ページの専門家からの助言にありました区域及びその周辺は重要な植物群落ではないとする見解について、どのような根拠が述べられていたのか、また、過去に改変された箇所に植栽あるいは侵入したものとする見解について、自然に侵入したものであれば、貴重な群落であると見ることもでき、植栽であるのか侵入であるのかを明らかにする必要があるのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、過去の土地利用の観点から、人為影響を受けた植生という観点から重要な群落ではないとの見解をいただいたと認識している、現地の状況により植栽か侵入かの区別がつかないものも存在していることから、植栽か侵入かにかかわらず、土地の改変を可能な限り小さくするよう検討を進め、影響予測を行っていくとのことです。

なお、これに関連して、同じページの一番下の質問番号6-6をご覧ください。

発電所敷地周辺におけるヨーロッパアカマツやツツジ類の植栽状況について質問しております。これに対して、事業者からは、アカマツはほぼ植栽であると思われるが、ツツジ類の中には、明らかに植栽と分かるものと自然侵入との区別がつかないものが存在する状況であるとのことです。

最後に、同じページの質問番号6-3をご覧ください。

先ほど、現地調査の状況について先崎委員からご報告をいただきましたが、クマタカについてデータが不足しているのではないかと、また、四季を通してクマタカが活動する天候に調査を行うことで生息状況を正確に把握すべきではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、希少猛禽類を対象に四季を通じた調査を実施、また、今後も予定しており、見通しのよい天候時に実施するとのことです。

なお、前回、押田委員から規模等の変更に係る手続についてご質問がありまして、事務局の石井から出力が10%以上増加しないものであれば手続を要しない旨の回答をいたしました。もう一点、新たに井戸を掘って出力が増加する場合は、その井戸から得られる発電出力単独で規模要件に該当するかどうか判断されると回答した部分について、補足をさせていただきます。

事業の着手前であることなどから元の事業と同一の事業と判断されるのか、また、事業実施済みであることなどから新たな別の事業と見るのかで考え方が分かれまして、もし同一の事業とみなされれば、そもそもの規模から10%以上の出力が増加しないものであれ

ば再手続は不要で、10%以上の増加となると、再度、方法書手続から行うこととなります。

また、吉中委員からは、道立自然公園の第1種特別地域の下に傾斜掘削で井戸が掘られていることについて、公園条例で認可されないのではないかという質問がございまして、事業者からは、許可を受けた上で優良事例となるよう努めている旨の回答がございました。

道におきましては、地熱開発の道立自然公園内における取扱いは、第1種特別地域の区域外からの傾斜掘削は、優良事例としてふさわしいものであれば認めることができるとしております。本件につきましても、優良事例となる取組である地域の合意形成のための協議会の運営などを確認し、道立自然公園内での行為許可が出されております。

また、委員からありました国立公園であれば許可されないのではないかというご指摘についてですが、平成27年度にこちらの通知が改正されてございまして、国立公園の第1種特別地域についても、地表に影響がないこと等を条件に地下部への傾斜掘削が認められるようになっております。

事業に関するご説明については以上となります。

また、後日、委員の皆様へは、事業者への2次質問の作成について、メールにて依頼をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

○先崎委員 先ほどご説明いただいた質問番号4-32の1次質問への回答についてです。

日没から30分間の夜間の時間帯についても調査を実施しており、ヤマシギ、オオジギ、トラツグミ、ヨタカ等を確認しているということですが、ちょっと質問の意図が伝わっていないような感じがしまして、これは、多分、繁殖期にやっておられるのかなと感じました。1次質問自体は、渡りの時期に渡っている鳥を対象に調査をしたほうがいいのではないかということなので、この点をもう一度聞いていただけないかなと思っております。

○事務局（菅原主任） 質問文案について、後日、改めて調整させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等をよろしくお願いいたします。

○鈴木委員 先ほどご説明をいただいた点について、地表部に影響がなければ許可が出るというお話がありましたが、地表部に影響が出るということの中に、地表部に何か人工物を設置することは含まれるのでしょうか。

○事務局（菅原主任） それは、国の通知の考え方のことでしょうか。

○鈴木委員 そうです。

○事務局（菅原主任） 通知には、「当該第1種特別地域の地表（噴気帯及び地獄現象等）に影響を与えないと考えられる計画が策定されている場合に限り、個別に判断して認める

ことができるものとする。」とありますので、基本的には、地表に出てくるもの全てといえますか、まず、傾斜掘削ですので、建物を建てること等は想定しておりません。ですから、掘ったことによる影響がそのまま地表に出てきてはいけませんよというふうに考えていただけたらと思います。

○鈴木委員 影響が地表に出てこないというのは……

○事務局（菅原主任） 傾斜掘削というのは、要は、井戸の入り口が第1種特別地域外にあっても、斜めに掘っていきますので、地下の深いところで第1種特別地域の範囲内に入る場合があります。その場合に、地表に何らかの影響が出てはいけませんよという考え方になっています。

○鈴木委員 そうしたら、出口は第1種特別地域の外にあるというイメージですか。

○事務局（菅原主任） そうですね。傾斜掘削については、基本的にそうなるはずです。

○鈴木委員 そうしたら、人工物は全部地下に埋設されている感じですね。

○事務局（石井課長補佐） 第1種特別地域も第2種特別地域もそうですけれども、そこから直接掘るということではなく、区域外から穴を掘っていったときに、穴の先が第1種特別地域の下に達していることがあるのです。その穴を掘ったことにより、地獄現象というのは、多分、噴気と同じだと思うのですけれども、そういうものに影響がなければ、個別に判断して、場合によっては穴を掘ることの許可を与えてもいいということですので、第1種特別地域の地表部に建物を建てるとか、そこから穴を直接掘るということではございません。

○露崎会長 そのほかに確認したいことを含めまして、ご質問やご意見等がございましたらよろしくをお願いします。

○奈良委員 15ページの図を見て、建屋であるとか、工作物、冷却塔のサイズが分かる形で書いてあるということは、多分、高さもざっくりとした設計ができていないかと思うのですけれども、地熱発電の場合も準備書になったときにフォトモンタージュをつくっていただけるものなののでしょうか。こういう建物の場合の景観については、横幅よりも、高さがどのぐらいあるのか、どこから見えるのかということの大きな影響があると思うのですね。ですから、まず、フォトモンタージュをつくっていただけるのかどうかということと、フォトモンタージュができるぐらいのある程度の高さの設計が準備書の段階でできているのかどうかを聞きたいと思います。

○事務局（菅原主任） フォトモンタージュについては、先ほどご紹介いたしました質問番号4-39を改めてご覧いただければと思います。図書で言いますと、305ページになるとありますが、フォトモンタージュ法により眺望景観の変化の程度を予測すると記載されておりますので、フォトモンタージュは必ず実施されます。

また、高さについては、一つ上の質問や図書の1ページ前を見ていただくと分かりやすいのですが、基本的には、建設が想定される高さは10メートルで、事業者の回答としても、冷却塔等の建屋の高さは13メートル以内を想定しているということです。こ

の13メートルは、公園内に建設するときの建屋の高さの制限でございまして、それに合致するように建設することになっているのですが、事業者からは、安全側を見て高さ20メートルも設定し、予測地点を設定しているという回答になっております。

また、奈良委員からは、準備書の段階で建屋の高さが詳細に決まるのかというご質問もあったかと思しますので、それについては、改めて質問をしてみたいと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等がございましたら、よろしく申し上げます。

○吉中委員 前回の私の質問に対してお答えをいただきまして、ありがとうございます。

1点だけ確認させてください。

道立自然公園の許可の関係ですが、今のご説明では、もう既に許可が下りているということだったのでしょうか。それとも、今回のものがこれから優良事例として認められるのであれば、許可をする方向で検討されるということでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 現在は、試掘で掘っている井戸について許可を出しているところですが、要するに、第1種特別地域の下まで達するという申請ですので、優良事例に合致することを確認しつつ、許可を出しているということでございます。

○吉中委員 優良事例になるかどうかはまだ判断できていないというのが正しい理解でしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 試掘の段階なので、まだ最終ではないのです。優良事例として完結しているわけではないので、優良事例にするべく、それに沿った取組を行っていることを確認し、許可を出している状況であると担当課からは聞いております。

○吉中委員 ということであれば、事業者には、これからこの事業を進めていくに当たって、地元の協議会がよく機能して議論が深まり、優良事例としてしっかりと認められるようお願いしたいなと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等がございましたら、よろしく申し上げます。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等がないようですので、本議事についての質疑応答を終了し、この審議を終了いたします。

それでは、これより議事（2）に入ります。

本日が3回目の審議となり、答申を予定している（仮称）中頓別陸上風力発電事業環境影響評価方法書についてです。まず、事務局からの主な3次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（川村係長） 事務局の川村です。よろしく申し上げます。

まず、図書を用いて事業概要を簡単にご説明いたします。

図書の20ページをご覧ください。

対象事業実施区域は、中頓別町内に位置し、音威子府村及び枝幸町に隣接しています。

次に、ページが大きく飛びますが、116ページをご覧ください。

こちらには重要な自然環境のまとまりの場との位置関係が図示されていますが、区域の西側は、北大中川研究林鳥獣保護区及び北大天塩・中川演習林と隣接しており、対象事業実施区域内には植生自然度9と10の区域があります。

次に、144ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設及び住宅等の位置ですが、配慮が特に必要な施設については、最も近い施設が区域の南側の6キロメートル以上離れた音威子府村内に存在します。住宅等につきましては、区域の北側に区域から最も近い住宅等がありますが、風力発電機との離隔距離は1キロメートル以上あります。

最後に、275ページをご覧ください。

こちらは人と自然との触れ合いの活動の場の調査位置ですが、西側にある天塩川や東側にある「癒しの森 音夢路」などについて、主な工事関係車両の走行ルートに近い、または、アクセスルートと重なる可能性があることから、調査地点として選定されています。

続きまして、資料の説明をいたします。

まず、資料2-1の事業者への3次質問とその事業者回答について、前回の審議における質問を中心に抜粋して説明させていただきます。

なお、資料2-2につきましては、事業者から提出された回答の補足資料となりますので、適宜、ご参照をお願いいたします。

それでは、資料2-1の3ページの質問番号2-7をご覧ください。

風力発電機の配置計画に関してですが、①では、隣接する研究林への影響について、調査結果を踏まえ、環境への影響をより回避・低減可能な計画を検討できるよう、風力発電機・道路設置位置を尾根筋とはしない計画への変更を想定した調査地点も設定することについて、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者からは、風力発電機・道路設置位置は、尾根筋に限らず、環境への影響を回避、低減する計画を検討いたします、調査に当たっては、風力発電機等の設置検討位置の変更等を考慮し、可能な限り踏査することで、広く現況把握に努めます、なお、中川研究林の植生への影響について、風車配置を検討する際に中川研究林と事前協議を行い、事業・研究内容への影響の回避、低減に努めますとのことです。

また、②では、2次質問でも確認していましたが、演習林を管理する北海道大学との協議状況や今後の予定について改めて質問しました。これに対して、事業者からは、12月15日に協議を行い、協議の結果、調査地点、時期、調査方法等の調査内容について、特にご意見はございませんでしたが、調査結果等を踏まえた情報の提供について打診を受けました、情報提供の内容について具体的な指示はありませんでしたので、中川研究林に関わる調査結果の提供を想定しております、また、対象事業実施区域に隣接する中川研究林区域は、森林施業試験林に区分されていると情報提供いただきましたとのことです。

次に、5ページの質問番号3-5をご覧ください。

2次質問において、重要な植物に関し、移植を検討されていると回答されていますが、

鳥獣保護区全域を保全するとの観点からは、動物の生息環境を保全することも重要であり、重要な植物を移植するのみでは動物が利用している環境の再現はできないのではないかと指摘した上で、動物、生態系の保全の観点から、動物等の生息環境として重要な樹洞木、枯れ木、その他、植物等が確認された場合の影響の回避または低減措置及び代償措置について、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者からは、鳥獣保護区については土地改変することは想定しておらず、鳥獣保護区内での重要な植物、動物等の生息環境となる樹洞木や枯れ木等の保全対象を移植、移動することはございません、対象事業実施区域内のこれらの保全対象について、まずは設置検討位置の変更等の見直しにより、影響の回避または低減措置を検討いたします、しかしながら、自然環境のみならず、生活環境、地形を考慮した安全性等を含めて検討していく上で、やむを得ず回避または低減措置の実施が難しい場合、代替措置として重要な植物の移植や代替巣等の保全措置を検討いたします、また、事業計画では、改変土量のバランス等を考慮しながら、隣接する鳥獣保護区からの距離をできる限り確保するとともに、動物の生息環境である森林への影響の低減を目的とする林縁保護植栽を検討、実施することを想定しておりますとのことです。

次に、12ページの質問番号4-59をご覧ください。

動物の重要な種であるエゾクロテン及びエゾオコジョを対象とした調査手法について、2次質問において、直接観察調査、自動撮影調査による確認が期待されると回答されていましたが、調査における見落としが発生するおそれが高いと考えられることを指摘した上で、フィールドサイン調査において、ふんからDNAを抽出して分析することにより判別が可能であることから、そのような手法等により生息状況を把握するための調査をより確実に実施することについて、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者からは、DNA分析を含め、自動撮影調査の地点増加、他項目調査時における確認記録の実施など、確認頻度を高める方策を検討いたしますとのことです。

次に、17ページの質問番号4-45をご覧ください。

植物の調査位置についてですが、重要種の確認は、現地踏査以外の手法で確認することは困難であり、改変区域を網羅した現地踏査が重要であることを指摘した上で、できるだけ調査範囲を広げるための検討に当たって、どのような事項を考慮されるのか、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者からは、主要踏査ルートの踏査を基本としますが、可能な限り改変部へ到達できる刈り払いを検討し、ササ類の刈り払いで踏査可能となったルートを含め、これらのルート周辺でササが薄い場所の踏査も確実に実施いたします、また、周辺の既存林道からのルート周辺でさらに踏み込んで踏査できる場所は、調査員間で共有し、各調査で可能な限り網羅できるように努めますとのことです。

最後に、18ページの質問番号4-48をご覧ください。

本地域の食物連鎖図について、2次質問において準備書段階で作成されると回答されていましたが、方法書段階で食物連鎖図を作成することができなくとも、上位性注目種、典型性注目種、注目種の餌資源は、適切に選定されていると判断されている理由、及び、そ

の理解に基づき適切な調査が実施可能であると判断されている理由について、質問しました。これに対して、事業者からは、別添4-48に示しますと回答されておりますので、資料2-2の2ページ及び3ページをご覧ください。

2ページの上部の1行目に、対象事業実施区域は樹林地を主な基盤環境とするものと考え旨が記載されており、そのことを踏まえた回答が表で示されています。

適切に選定されていると判断する理由としましては、文献から得られた情報等を踏まえ、区域内に生息していると判断される理由や捕食・被食関係にあると判断される理由などが記載されています。

また、適切な調査が実施可能と判断される理由としまして、区域の状況を踏まえて、どのような調査手法により調査を実施するかを挙げて説明されています。

簡単ですが、資料2-1と資料2-2の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料2-3の関係町村長の意見をご覧ください。

本事業の関係町村は、中頓別町、枝幸町及び音威子府村です。

まず、中頓別町長の意見から概要をご説明します。

1のはじめとしましては、3行目以降になりますが、事業者による地域住民への複数回にわたる説明会の開催を通じて、事業計画の周知が図られたところであるが、住民の不安が広がっている状況もあることから、よりきめ細やかな住民の理解が得られる調査の実施と説明の機会を設けるよう努めてほしいという趣旨の意見が記載されています。

2の総括的事項としましては、1段落目、2段落目には、本事業が、山間部、丘陵地帯、河川周辺での建設工事を計画していることにより、降雨時の土砂流入の増加等が危惧されることや、隣接する音威子府村の実施区域周辺が鳥獣保護区となっているなどの現況について記載されています。

3段落目には、本事業について、環境保全の見地から影響を受ける地域住民の理解と協力が必要不可欠となることから、徹底した周知を図ることなど、4段落目には、適切な方法により十分な調査を行い、各環境要素に係る重大な環境影響の程度を予測及び評価し、その結果を本事業の検討に反映させることなど、5段落目には、小頓別地区住民のみならず、市街地住民へもよりきめ細やかな説明を十分に行い、理解がある中での事業実施を望むことについて、意見が記載されています。

続いて、裏面になりますが、3の個別的事項としましては、項目として、①の騒音・超低周波音・振動など、②の地形及び地質、③の動植物の生態系、④の景観、⑤の人と自然との触れ合いの活動の場、⑥の廃棄物等、⑦の水質が挙げられており、それぞれ適切な調査、予測及び評価を行うことなどについて意見が記載されています。

次に、枝幸町長の意見について概要をご説明します。

1の総括的事項としましては、中頓別町長意見と同様となりますが、環境保全の見地から影響を受ける地域住民の理解と協力が必要不可欠となることから、徹底した周知を図ること、また、適切な方法により十分な調査を行い、各環境要素に係る重大な環境影響の程

度を予測及び評価し、その結果を本事業の検討に反映させることなどについて、意見が記載されています。

2の個別的事項としましては、項目として、①の騒音及び超低周波音・振動・風車の影、②の動物・植物及び生態系、③の景観及び人と自然との触れ合いの活動の場、④の水質が挙げられており、それぞれ適切な調査、予測及び評価を行うことなどについて意見が記載されています。

最後に、音威子府村長の意見ですが、評価方法書に記載された評価方法及び調査・予測・評価手法について、おおむね妥当であると考えますとの意見が記載されています。

関係町村長意見の説明については以上となります。

続いて、資料2-4の答申文（案）たたき台についてご説明します。

まず、前書きとしては、1段落目に事業の特性、2段落目に地域特性を記載し、3段落目で、以上を踏まえ、事業者は次の事項に的確に対応することとしております。

続いて、1の総括的事項についてです。

(1)は、全体的な留意事項として、従来と同様の記載になりますが、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討することとし、地域の状況に精通した複数の専門家等の助言を得るなどしながら、科学的根拠に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることなどを記載しております。

(2)は、相互理解に関してであり、関係町村やQ&Aで触れた北海道大学等の関係機関、関係町村長意見にもありました住民などに対し、積極的な情報提供や丁寧な説明に努めることとしております。

(3)は、図書の公表について、印刷やダウンロードを可能にすることなど、利便性の向上に努めることとしております。

続いて、2の個別的事項に移ります。

(1)は、騒音についてです。

アは、区域周辺に住居等が存在することから、できる限り離隔距離を取ることなどを求める意見としております。

イは、施設稼働後の対策について検討を求める意見となっています。

(2)の水質については、区域及び周辺には河川がありますので、これまでの案件と同様に、水の濁りに係る環境保全措置について、局所集中的な降雨の傾向も十分に踏まえたものとするとしております。

次のページに行きまして、(3)の風車の影については、これまでの住宅等が近くにある案件と同じ書きぶりとしています。

アは、風車を住居等から離すことなどにより、影響を回避または十分に低減することを求める意見です。

イは、影響が及ぶ時間の長短にかかわらず、人によって気になることを踏まえた評価とすることを求める意見となっています。

(4) は、動物についてです。

アは、踏査ルートについて、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう、踏査ルートを設定し直すことを求める意見としております。

イは、哺乳類の調査に対する意見です。従来は、哺乳類の調査として、捕獲調査についてのみ、地域や対象種の特性に応じて、適正な調査場所、範囲、トラップの種類とその数等を設定することとしておりましたが、本事業では、Q&Aでもご説明しましたように、直接観察調査、自動撮影調査及びフィールドサイン調査により調査するとしている重要な動物種について、見落としが発生することが懸念されることから、従来の捕獲調査に対する記載内容を残しつつ、他の調査手法においても十分な精度で調査、予測及び評価を実施することとしております。

ウは、コウモリ類の調査について、専門家等から助言を得ながら、風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、適切に調査、予測及び評価を実施することとしております。

エは、鳥類の影響についてですが、この区域の特性として、クマタカ等の生息情報があることや、海ワシ類、ハクチョウ類の渡りのルートになっていることについて述べた上で、これら鳥類の生息やバードストライクなどの影響について、適切に調査、予測及び評価を実施することを求める意見としております。

オは、哺乳類や鳥類だけでなく、昆虫類等についても専門家ヒアリングの実施などを求める意見となっています。

(5) は、植物についてです。

アは、動物と同様に、踏査ルートについて、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう、踏査ルートを設定し直すことを求める意見です。

イは、重要種等への配慮について、重要種等が確認された場合は、その場所の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討することとし、また、植生自然度10及び9の群落については、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で、改変区域から除外することとしております。

ウは、外来植物について、侵略性の高い外来植物の生息状況をあらかじめ把握し、拡散防止対策を検討することを求める意見です。

(6) は、生態系についてです。

アは、注目種やその餌資源について、現地調査の結果を踏まえて、必要に応じて見直すことも含めて検討を続けるとともに、その経緯を準備書に記載することとしています。

イは、地域の生態系に留意し、各栄養段階の動物種及び植生について十分な調査を求める意見です。

ウは、自然度の高い植生の区域などについて、改変の回避などを求める意見としております。

(7) は、景観についてですが、従来と同様に、フォトモンタージュ作成に当たっての留意事項についての意見としております。

(8) は、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。本事業は、天塩川などが事業に係る工事関係車両の主要な走行ルートと近接しており、影響が懸念されますので、この点について述べた上で、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で、適切に予測及び評価をすることとしております。

(9) の廃棄物等については、従来どおり、発生量や処分量等の把握を通じ、適切な調査、予測及び評価の実施を求める意見としております。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願ひいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から質問や意見等をお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○**露崎会長** 特になければ、答申文はこのままということになりますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**露崎会長** それでは、(仮称)中頓別陸上風力発電事業環境影響評価方法書の答申文(案)に関しましては、原案どおりといたしたいと思ひます。

後日、事務局と相談の上、私から知事に答申を行います。

それでは、これより議題(3)に入ります。

先ほどと同様に、本日が3回目の審議となり、答申を予定しています(仮称)宗谷丘陵風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

この議事については、冒頭で事務局から説明がありましたように、希少種に関するご意見やご質問等がある場合には、一通りの審議終了後、希少種保全の観点から非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際はお申し出ください。

まず、事務局からの主な3次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明をお願いいたします。

○**事務局(五十嵐主事)** 事務局の五十嵐です。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の説明に移ります。

初めに、資料3-1の公聴会の概要をご覧ください。

まず、1の公聴会の概要ですが、公聴会は、昨年12月22日に稚内市内で開催し、事前に公述の申出があった2名の方に意見を述べていただきました。

続きまして、2には意見の概要を記載しております。時間の関係もありますため、項目のみの紹介となりますが、1人目からは、主に、図書縦覧について、水質調査や水質への影響について、鳥類の調査について、景観について、累積的影響についての意見、2人目からは主に事業による人や動植物への影響についての意見がありました。

続きまして、資料3-2と、一部、資料3-3と図書を用いまして、3次質問とその事業者回答について、後ほどご覧いただく答申文(案)たたき台に関するものを中心にご説明いたします。

まず、資料3-2の1枚目の裏の質問番号1-3をご覧ください。

こちらでは1次Q&Aのときから引き続き行っていますが、調査時期が古いことに伴う環境の攪乱の可能性や環境影響評価の妥当性について、再度、質問しました。これに対して、事業者からは、3次回答は、攪乱の可能性も踏まえて、平成29年の秋と令和2年の夏に、表層崩壊などの大きな変化がないか、各動植物の調査地点の現況を目視により把握しており、その結果、大きな環境変化も認められず、当初作成した現存植生図と最新の航空写真を比較しても大きな相違が認められないことから、動植物の生息・生育基盤の変化もないと推測され、調査時の動植物相にも大きな変化はないと考えているとのことです。

また、その現地確認時の踏査ルートにつきましては、資料3-3の1枚目の裏に図が載っていますので、適宜、ご参照ください。

続きまして、また資料3-2に戻り、14ページの質問番号13-22をご覧ください。

こちらは、希少猛禽類の定点観察調査の調査地点についての質問です。図書の2冊目の797ページの図も併せてご覧ください。

事業区域の中心にBP-18という地点が設定されており、視野図の観点からオジロワシの生息状況を把握するためには欠かせないと考えられますが、越冬期の中心である1月と2月には調査地点となっていないため、越冬期の滞在個体の生息状況が正確に把握されるのか、見解を伺いました。これに対して、事業者からは、BP-18については、冬季アクセスが困難なことや安全確保の観点から地点として設定していない、また、周辺地点で確認個体の飛来方向等から区域内の生息状況を極力把握できるよう、移動定点と連携しながら出現個体の追跡に努め、既知の越冬地である増幌川周辺においては、図の左側にあるBP-8とBP-9の2地点で詳細な生息状況を把握するなど、実行可能な範囲で詳細な生息状況の把握に努めたとのことです。

次に、資料3-2の19ページの質問番号14-4の①をご覧ください。

こちらは、この地域が植生の回復が困難な地域であることに関する質問です。Q&Aの2次回答にて、自然度の高い植生について、成立再生途上であり、極相状態ではないものが多いと推測されることから、大きな影響はないと考えているとのことであったため、3次質問におきまして、極相状態ではないということは、それだけ植生回復が困難で、その植生が失われる影響は大きいのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、成立再生途上であっても自然度9の植生であるため、地形や既存林道等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめるといった環境保全措置により、同植生への影響低減に努めており、あわせて、この地域では再生に非常に長期間を要することにも鑑み、林縁後退防止を念頭に伐り株移植も検討しているとのことです。

続いて、同じ質問の②をご覧ください。

樹木の伐採により生じる風の流れの変化に伴う改変箇所周囲の樹木への影響について予測、評価することに対する事業者の見解を聞いています。これに対して、事業者からは、指摘を踏まえ、評価書段階では、専門家の指導を仰ぎながら、改変に伴う風の流れの変化が周辺樹木に及ぼす影響予測について、その可否も含めて検討したいと存じますとのことです。

次に、20ページの質問番号14-6をご覧ください。

こちらは、植物の外来種の侵入防止についての質問です。自然植生への侵入防止のために散水やタイヤ洗浄以外にも包括的な抑制対策を講じる必要があるのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、現段階での拡大抑制では、散水やタイヤの洗浄が有効な環境保全措置と考えており、その次のステップとして、例えば、自然植生に侵入、密生が認められる場合等は、別途の対策を検討したいとのことです。

最後に、生態系の上位性注目種にオジロワシを選定することについての質問についてです。

まず、21ページの質問番号15-9の①をご覧ください。

こちらは2次質問からの続きですが、食物連鎖関係を通した生態系への定量的影響の検討や予測が記載されておらず、不適なのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、指摘を踏まえ、評価書においては、生態系上位性としてのオジロワシを再考し、動物の項において改めて記載し、予測、評価したいと考えているとのことです。

また、23ページの質問番号15-12の①をご覧ください。

オジロワシの餌種である水鳥類などは、渡りや移動分散等により事業計画地を利用する可能性もあるため、それらの餌生物に対する事業の影響とオジロワシへの影響を解析して評価することは可能ではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、区域における水鳥類のデータを再精査した上でオジロワシへの影響分析が可能かどうかを検討したいとのことです。

3次質問とその事業者回答についての説明は以上となります。

続きまして、資料3-4の関係市村長の意見について簡単に紹介します。

まず、稚内市長の意見です。

前段で図書に記載の結果はおおむね妥当としつつ、配慮が必要な項目が8点示されています。項目のみの紹介となりますが、一つ目から、他法令の遵守について、空港への影響について、テレビ電波等への影響について、動植物への影響について、地域住民との合意形成について、水源である北辰ダムの水源保全について、重要な地形である周氷河地形について、累積的影響についてとなっています。

次に、猿払村長の意見についてです。

二つの項目について意見がありまして、一つ目として事業による土砂の流入や森林減少によるサケ・マス類の産卵への影響、ホタテ漁への影響が危惧されること、二つ目として鳥類及びイトウを含めた魚類への影響が危惧されることが挙げられました。

簡単ですが、資料3-4の説明は以上となります。

最後に、資料3-5の答申文（案）たたき台についてご説明します。

たたき台は、これまでの審議の経過を勘案し、Q&A等を基に作成しております。

まず、前書きですが、1段落目には、面積や出力、発電機の諸元等、2段落目には、後に説明します個別的事項に関する事として、鳥類の生息や重要な植物種、自然度の高い植生、重要な地形、区域周辺の他事業について、それぞれ記載しており、3段落目で、以上を踏まえ、次の事項について真摯に対応することとしております。

次に、総括的事項についてです。

まず、(1)は、準備書における環境影響評価の妥当性についてです。

予測及び評価の科学的根拠や環境保全措置の検討が十分ではない項目があることから、科学的根拠を示した上で改めて予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること、その結果、重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合などは、風車の配置の変更や事業規模の縮小など、事業計画の見直しを行い、確実に環境影響を回避または低減すること、代償措置を優先的に検討することがないようにすることとしております。

次に、(2)は、調査実施時期についてです。

こちらは今回の事業のポイントとなる部分と考えておまして、調査時期から時間が空いたことについて、今回、初めて知事意見として記載したものととなります。

まず、前段は、「動植物や生態系の調査は、平成29年以前に行われており、4年以上が経過しているが、専門家ヒアリングや平成29年及び令和2年に実施された表層崩壊などの有無を把握するための現地調査結果から、調査時の動植物相に大きな変化はないとしている。」とし、まして、「しかし、」以降で、白木委員から指摘のあった鳥類の営巣状況の変化を例に出し、「このため、」以降で、追加の現地調査等により適切に現況を把握した上で、改めて予測、評価を実施することを求めています。

次に、裏に行きまして、(3)は評価書の作成に当たっての留意事項についてですが、基本的には従来どおりであるものの、2行目に誤記等を排除することの文言を追加しております。こちらは、準備書に一部誤記があったことと、評価書以降では道が意見をすることがないことから、留意事項として準備書段階で記載したほうがよいのではないかとこの考えから追加しております。

次に、(4)は、関係市村との協議についてです。こちらにも基本的には従来どおりで、区域が重複している稚内市及び猿払村のガイドラインを踏まえて協議を行い、その経過と結果を反映した上で評価書に記載することを求めています。これは、今回初めて記載した部分となります。Q&Aにて現段階でも協議をしていて継続する旨が示されていたため、それを図書に反映するよう求めるべきではないかとの考えから記載しております。

最後に、(5)は、準備書の公開についてです。こちらにも従来どおり、図書の印刷、ダウンロード及び縦覧期間終了後の継続的な図書の公表を求めています。

次に、2の個別的事項に移ります。

(1) は、地形、地質についてです。重要な地形である宗谷丘陵の周氷河地形と区域が重複していることから、改めて改変をできるだけ避けるなどの環境保全措置の実施を求めています。

(2) は、動物についてです。

アは、コウモリ類の高高度調査について、バットディテクター調査の結果、確認例数が少ないことを理由に高高度調査が実施されていませんが、生息状況を十分に把握できていないおそれがあるため、追加調査や予測、評価を求めています。

イは、オジロワシのバードストライクについて、風車設置位置が主要な移動経路ではないことや、北側の宗谷岬の既設風車の範囲を区域から除外していることから、接触の可能性が低いとしていますが、年間衝突数の推定結果は、発電所全体で最大0.299回と高いことから、影響が回避または低減されるよう、再配置の検討や環境保全措置を求める意見としております。

ウは、従来どおり、バードストライク及びバットストライクに関する事後調査について、死骸の見落とし等による過小評価を回避するため、十分な頻度及び体制で実施するとともに、科学的に検証可能な方法で実施し、その妥当性を確保すること、その上で重大な影響が確認された場合は、風車の稼働制限を行うなどの環境保全措置の実施について検討することとしております。

エは、宗谷地方の累積的影響についての意見ですが、こちらは、従来、宗谷地域の事業でつけているものとなります。複数の風車が連続することで長大な障壁空間となり、それによってもたらされるバードストライクや忌避反応等の累積的な影響について示し、3ページ目に続きますが、「このため、」以降で、他事業者の環境影響評価の情報や先事業者の協議会での検討結果を入手した上で、調査、予測及び評価を実施することとしております。

また、先ほどQ&Aで紹介しました鳥類調査のBP-18が冬季に設定されていないことや、区域の北側や中央部の風車設置位置付近に踏査ルートが設定されていないことから、今回、動物相が十分に把握できていないという意見を知事意見につけるかどうかについて事務局でも検討したのですが、調査可能な範囲は極力調査している、また、ほかの調査地点等で予測について補足するよう努めたとの回答がありましたことから、今回は意見を付けておりません。

次に、(3) は、植物についてです。

アは、自然度9の群落が改変区域外に多く残存するため、影響は小さいとしているが、科学的根拠が示されていないこと、また、この地域は植生の再生に非常に長期間を要することから、改変をできるだけ避けるなどの環境保全措置の実施により、影響の回避、低減に努めることとしております。

イは、重要な植物種であるオクエゾサイシンについて、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討することとしております。

ウは、外来植物の侵入防止について、区域で確認されたフランスギクを挙げた上で、法面の緑化やタイヤ洗浄などによる拡大防止措置の実施を求めるとともに、Q&Aでも回答がありました。事後調査で分布域の拡大が確認された場合のさらなる拡大防止措置の実施の検討を求めています。

(4)は、生態系についてです。

こちらは上位性注目種のおジロワシについてですが、餌場環境と区域との離隔距離が確保されていると予測されているのみであり、食物連鎖関係を通じた定量的な影響の予測がされていないこと、また、水鳥類の騒音による逃避、減少の影響の予測がされていないことを挙げ、「このため、」以降で、評価書において注目種の選定経緯や餌資源の逃避、減少の影響を記載するとともに、必要に応じて注目種の変更を行い、改めて調査、予測及び評価を実施することとしております。

最後に、(5)は、廃棄物等についてです。

こちらは、残土について、およそ18万³m³の発生土を対象事業実施区域内の4か所の残土置場で処理することとしているが、残土置場は保安林であり、周辺には自然度の高い植生が分布していることから、造成計画を見直し、残土の発生抑制に努めるなど、環境保全に十分配慮することとしております。

以上が本事業に係る説明となります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見ををお願いします。

○奈良委員 今回の答申文(案)の中には、いつもある景観がない状況です。図書の510ページを見ると、新設風力発電機が視認される領域として、結構な範囲がピンク色になっているのですが、2冊目のフォトモンタージュを見ると、ほとんどの主要な眺望点からは不可視、見えないという結果になっているので、景観について何もないということになってしまうのかなとは思いますが、稚内地域は風車が連立しているので、フォトモンタージュの結果のようにどこからも見えないというのはとても不思議な印象を受けますし、本当かなと感じるところなのです。だからどうしようともまでは言えませんが、本当に景観の累積的影響について述べなくてよかったのかなというのが少し疑問に残りますので、意見をさせていただきます。

○事務局(五十嵐主事) 事務局でも、事業者から示された調査結果に基づく予測、評価を確認しながら、影響が大きいかどうかというところで意見を作成しているのですが、今回のフォトモンタージュでは、それぞれの眺望点から見たときに、ほとんどが不可視で、見えたとしても視野角が大きくなり、あまり目立たないのではないかとことから、つけていないのですよね。

○奈良委員 多分、それ以上はどうしようもないのだと思いますが、一応、意見として述べてみました。

○露崎会長 答申文は修正せずに議事録に残すという対応でよろしいですか。

○奈良委員 はい。仕方がないと思います。

○露崎会長 自分が謝ることなのかは分かりませんが、すみません。よろしくお願いいたします。

そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○白木委員 個別的事項の（４）の生態系についてです。

1行目にある「騒音による餌資源の逃避・減少の影響は」というのは、多分、事業者の図書にそう書かれていたのだと思いますが、騒音によると限定されていますよね。事業者の図書には、このように「騒音による」と書いてあったかもしれないですけども、ここは、騒音だけの影響ではなく、風車が存在すること自体、風車が回っていること自体の影響も当然出てくると思うのです。

例えば、その下の4行目の「それら餌種の騒音による逃避・減少の影響の予測がされていない。」というところも、騒音に限定する必要はなくて、それら餌種に対する影響の予測がされていないということではいいのではないかなと思います。

その下も、「このため、評価書においては科学的根拠を明らかにした上で、注目種の選定経緯や騒音による」と書いてありますが、ここも「騒音による」というのは不要かと思います。騒音以外の影響もありますので、ご検討ください。

○事務局（五十嵐主事） ただいま白木委員からいただいたように、風車が動くことによる影響もあると思いますし、水鳥類についても書いているということは、バードストライクなどもあると思うので、3か所の「騒音による」という部分は削除したいと思います。

○露崎会長 最初のところは事業者の意見だから残して、後ろは騒音だけではないでしょうかというのが分かるような直し方ということですね。

○事務局（五十嵐主事） そうですね。最初の部分は図書の中にそう書いているという説明なので、そこ以外の下部分を消すように修正したいと思います。

○露崎会長 続きまして、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 今回のことに関連で、そもそも今言うべきことかどうか分からないのですが、騒音というものの定義として、動物などに対する音の影響を騒音と言うのかというのは非常に疑問です。我々は、一般的に、人に対する影響なり、人がどう感じるかというものを騒音と言っているのですが、動物に対する音の影響を騒音と定義していいのかというのは、確認してもらったほうがいいのではないかなと思っております。

もし事務局において分かることがあれば、教えていただければと思います。

○事務局（五十嵐主事） そこまではあまり考えておりませんでした。今回の答申文には書けないのですが、以降の事業では、そういう観点からも考えて、質問をする際に生かしていこうかなと思います。

○露崎会長 分野が違くと定義が変わってくることもあるので、今後のためということですが、実際に鳥の研究をしている先崎委員は騒音をどう定義しているのでしょうか。

○先崎委員 鳥をはじめ、生き物に対する騒音については、車や風車などの人為騒音もみんなノイズや騒音と言って使っている状況ですので、私としてはそんなに違和感はないのかなという感じでした。

○露崎会長 それでしたら、今後は、どういう定義で騒音という言葉を使っているかを確認した上で適切な用語を使うという方向でよろしいですか。

○事務局（五十嵐主事） 今後はそのようにいたします。

○露崎会長 高橋委員、それでよろしいですか。

○高橋委員 今後といたしますか、今回の答申の中には、騒音と動物というものが合わさって出てくることはないということですか。もし今回のものにもそういった表現が出てくるのであれば、今回の答申も併せて検討していただければと思います。

先ほどもあったように、後半の個別のところは、多分、騒音という言葉がなくなるのだと思いますが、この中から騒音による動物への影響という文言が一切なくなるかと考えていいのでしょうか。もしなくなるのであれば、こちらとしても違和感はありません。

○露崎会長 （４）の生態系の１行目の「騒音による」は残りますが、後はなくなるかと思えます。

○事務局（五十嵐主事） そうですね。全体で見てもなくなるかと思えます。

○高橋委員 （４）の１行目の「騒音による」は残るとということですか。

○露崎会長 はい。これは事業者が使っている言葉なのですよ。

○事務局（五十嵐主事） そうですね。図書にはこう書いているのでという部分です。

○高橋委員 事業者がどういう言葉を使おうがいいのですが、騒音の定義については、もう一回検討していただきたいと思えます。それで使っても構わないであろうということであれば全然構わないのですけれども、そこは、やっぱり、今後ではなくて、この答申に向けて検討していただけないかなと思えます。

○露崎会長 分かりました。自分としては、この答申を含めての今後だったのですよね。騒音の定義について確認するというので、よろしく願いいたします。

○高橋委員 すいません。今後の捉え方を間違っていました。

○露崎会長 その方向で、騒音に関しては定義も含めて検討するというので進めていきたいと思えます

そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○先崎委員 答申の２ページの終わりから３ページ目の最初の累積的影響の部分について、どちらかという、質問ですけれども、これはどういう形で累積的影響を評価してほしいということを指摘しているのでしょうか。というのも、動物のイの部分にオジロワシの年間衝突数の推定結果が合計で最大０．２９９回と書いているのですけれども、宗谷地域全体でオジロワシの年間衝突数を出してほしいという具体的などころまで想定されているのでしょうか。

○事務局（五十嵐主事） 基本的には、累積的影響を踏まえて、この事業でどういう影響

があるかについて、調査、予測、評価を実施してほしいという内容になっています。

○先崎委員 では、この事業と他事業の積算的な影響を具体的に評価してほしいということは特に想定していないのですね。評価したほうがいいよとは言っているけれども、具体的に何を評価すべきかまでは言えないということでしょうか。

○事務局（五十嵐主事） そうですね。基本的には図書に書いてあるような予測手法があると思うのですが、「このため、」以降の後ろのほうに書いておるとおり、先行事業者の情報や地域の協議会の情報も踏まえということになるかと思います。

ただ、距離もありますので、何をこの事業との累積的影響として見なくてはいけないかについて、できるだけ情報を集めて調査、予測、評価に活かしてほしいというような感じですか。

○先崎委員 多分、今回は反映できないかもしれませんが、やっぱり、全体のどこまでを見るかという問題はあるにしても、この宗谷地域あるいは北海道全体で年間に何羽ぶつかることが予測されていますという数値を出すことは大事な気がしますので、そういうことも念頭に置きながら、今後、答申に入れていけるようになればいいのかなと思いました。

○事務局（石井課長補佐） 累積的影響とは具体的にどういうことなのかといいますと、まさしく範囲が広いもので、2ページ目の一番下のエのところ、バードストライクの増加だけでなく、「飛翔ルートの変更によるエネルギーロスなどを通じて鳥類に累積的影響が及ぶことが懸念される。」という言い方をしておりますとおり、いろいろな影響が考えられるのです。では、こちらとしてどこまで何を求めるかということですが、それは、事務局内でも先生のお知恵を借りながら具体的な影響について検討していきたいと思いますので、これは今後に向けた検討課題にさせていただいてよろしいでしょうか。

○先崎委員 よろしくお願ひします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご質問やご意見等がないようですので、ただいまご審議いただきました（仮称）宗谷丘陵風力発電事業環境影響評価準備書の答申文（案）に関しましては、主に（4）の生態系の全般について、騒音による影響以外にもあるので、その表現を改めること、それに併せて、騒音の定義を確認し、ほかにより適切な表現があれば、そちらに修正するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

ここで非公開審議について確認いたします。

委員の皆様から、希少種に関し、ご質問やご意見がある場合は、挙手をお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 特にご要望がないようですので、本議事につきましては、非公開審議は行わないこととし、議事を終了いたします。

これをもって、本日の議事は全て終了です。

それでは、その他の事項につきまして、事務局からお願いいたします。

○事務局(石井課長補佐) 皆様、本日は、3件の議事についてご審議をいただき、ありがとうございました。

その他の事項として、二つございます。

一つは、事務連絡的ではあるのですが、以前から起こっていることであり、最近もかなりあることからお伝えするものです。

団体や個人の方から委員の皆様に対し、審議会において、事業を阻止すべく発言するよう、または、反対の意見を表明するよう、要望、意見が寄せられていると聞いております。委員名を公開しているということも一因かと存じますが、委員個人に対してこのような行動が起こっており、ご迷惑をおかけし、大変申し訳ございません。

環境影響評価制度につきましては、改めて申し上げるまでもなく、事業が環境保全に十分配慮して行われるようにすることを目的としており、事業そのものの必要性や事業実施の是非、あるいは、その賛否を問うものではございません。加えて、アセスは、事業認可の可否そのものを決定するものではございませんので、最初に申しましたような意見、要望はアセス制度の趣旨から外れたものであることを事務局としてお伝えいたします。

なお、アセス制度におきましては、本日の最初の審議案件である恵山地熱開発事業でもご紹介しましたように、手続の各段階において住民の皆様などからの意見を事業者に直接述べる機会が設けられていることを申し添えます。

その他の事項の二つ目になります。

これは既に予告としてお知らせしているものですが、9月の審議会において、環境審議会からの要請で、今後、この審議会に意見を伺う予定があるとして概要をご説明いたしました地球温暖化対策推進法による促進区域に係る環境配慮基準につきまして、正式な依頼が来ていない状況が長く続いておりますので、今日は担当課から少し説明をさせていただきます。

それでは、気候変動対策課の尾原課長補佐からお願いいたします。

○気候変動対策課(尾原課長補佐) 気候変動対策課の尾原と申します。よろしくお願いたします。

本日は、お時間を頂戴しまして、ありがとうございます。

今、環境政策課の石井補佐からお話があったところですが、昨年、温対法が改正されまして、市町村が地域の脱炭素化を促進する事業とそれを行う促進区域を市町村の温暖化対

策に係る計画に定めることができるようになったところでございます。

現在、北海道環境審議会において、その促進区域の設定に当たって、環境の保全の観点から配慮すべき基準を道として定めるため、その基準の内容について審議をいただいているところでございます。

今、環境審議会の中で検討しているのは、環境に配慮するための道基準であり、具体的な基準が固まりつつあるところで環境影響評価審議会のご意見を伺ってほしいという要請がありましたので、今後、具体的な基準が取りまとまった段階で環境影響評価審議会にご意見をいただきたいと思いますと思っております。

本日は、具体的な基準までをお示しする段にはないのですが、新しくできた制度についてご説明いたしたいと思ひ、伺ったところです。

委員の皆様には「地域脱炭素化促進区域に係る道基準案について」という番号なしの資料が事前に配付されているかと思ひますので、その資料に沿ってご説明させていただきます。

最初のページ以降、1ページ目からは、スライドの右下の四角の中にページ番号を振っておりますので、そちらも参照しながらお聞きいただければと思ひます。

それでは、スライドの1ページ目では、地域脱炭素化促進事業とはどういったものなのかをご説明申し上げます。

地域脱炭素化促進事業というのは、一番上に記載しているように、環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入を円滑な地域との合意形成を経ながら促進するものでございます。

そして、事業自体の狙いは、下のAからDと振ってある四つの要素から構成されることとなっております。

まず、Aは、地域の脱炭素化を促進する施設を整備するということです。左側半分のところには点線の四角枠で記載しているように、太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマスといった再生可能エネルギーを用いた発電施設や、その右の熱供給施設を整備する事業であるということが、一つの要素でございます。

次に、右側のBをご覧くださいなのですが、その施設の整備をもって地域の脱炭素化に資するための取組が行われます。例えば、再エネで水素を製造する、自営線を設置する、また、地域の新電力会社が興されて地域に再生可能エネルギーが供給されるなど、地域の脱炭素化を促進する取組が併せて行われるということです。

また、その下のCですけれども、事業の実施に当たっては、当然のことながら地域の環境保全に配慮すべきですので、地域の環境保全のための取組としてどういったことを求めていくのかということも要素の一つでございます。

最後のDですけれども、この地域脱炭素化促進事業をすることにより、例えば、雇用が創出される、地域の防災性能が向上するといった、環境保全や脱炭素化以外の地域の課題も併せて解決することを狙った事業として、地域脱炭素化促進事業という制度が組まれて

いるところがございます。

続いて、スライドの2ページ目をご覧ください。

制度の流れについて1枚物でお示ししてございます。

まず、上から見ていただいて、ブルーの横線の矢印が記載されている温対法の位置づけのところですが、まずは、市町村の地球温暖化対策に係る計画が策定され、その後、地域脱炭素化促進事業が認定され、事業が進んでいくといった大きな流れになってございます。

また、左側に市町村と書いてあり、地方公共団体実行計画の策定の下赤枠で記載しているところですが、市町村が地域と議論する場を設け、関係機関、地域住民、もしくは、地域住民の代表の方、あるいは、産業界の方といった地域のステークホルダーとともに、その市町村の地域の脱炭素化をどのように進めていくのかを協議していきます。

その中で、矢印の下側でございますけれども、環境保全上の支障のおそれがないように、地域脱炭素化促進事業をどの場所で行うか、促進区域としてどこを設定するのかといった議論も行い、あわせて、先ほどご説明したAからDのB、C、Dのような地域の環境保全のための取組や地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組として、この地域脱炭素化促進事業に何を求めるのかという地域の要望、意見を取りまとめた上で、それを市町村の地球温暖化対策計画に記載するというのが最初のスタートです。

そういった形で地域と合意をする中で、どのような脱炭素化事業を望んでいるのかというのが計画に記載されますので、事業者にとってみると、その下にあるように、事業の候補地や調整が必要な課題があらかじめ見える化されることにより事業の予見性が高まるという形で、地域の脱炭素化を促進できる制度となっております。

次に、右側の地域脱炭素化促進事業計画の認定についてご説明いたしますが、事業者は、市町村が計画に記載した事業に沿うように事業計画を立案し、それを市町村に申請します。申請を受けた市町村は、自分たちが計画に記載した事業に沿った内容となっているかどうかを審査しながら、必要があれば、関係する許認可の手続について事業者になり代わって関係機関と協議をした上で、問題がないと確認した時点で事業計画を認定します。そして、認定した事業がどんどん進んでいきまして、地域の脱炭素化が促進されるといった流れになります。

続いて、スライドの3ページで、今申し上げた許認可手続のワンストップ化についてご説明いたします。

左側には、地域脱炭素化促進事業ではない一般的な事業の場合の例示を記載してございます。上のブルーのゾーンの許認可のところは、事業者が各法の許認可権者に対して個別に申請をして、一つずつ許認可をクリアしていくというのが通例かと思えます。あわせて、その事業が環境影響評価法のアセスメント手続の対象事業であれば、法に従い、配慮書から報告書までのアセスメントの五つの手続を全て実施していくことになります。

右側には、地域脱炭素化促進事業ではどうなるのかを記載しておりますが、まずは、事

業者という緑のバーの上には書いておき、事業者が地域脱炭素化促進事業計画を市町村に対して提出し、それを受けた市町村は、事業者に成り代わって各法の許認可権者に対して計画の同意を求めることとなります。各法の許認可権者は、各法に定められた許可基準に適合している場合は同意することとされており、問題がないとなった時点で各法の許認可はクリアされるという流れになります。そういう形で各法の許認可のワンストップ化が図られ、窓口が一本化されるというのがこの制度の一つのメリットでございます。

続きまして、その下側の環境影響評価法についてです。この事業計画は、あらかじめ国や道が示した環境配慮のための基準に沿うように組まれており、事業計画に環境配慮事項があらかじめ盛り込まれているので、配慮書は省略され、以降、方法書から報告書の四つの手順のみが課されるといったメリットがございます。

続きまして、スライドの4ページ目で、脱炭素促進区域に係る環境配慮のための基準の説明を行います。

国や道が検討する基準の位置づけについてですが、昨年の春に関係する省令が示されました。まず、左上の国の基準と書いている赤枠をご覧くださいと思いますが、国は省令の中で、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、いずれの市町村も共通して遵守すべき全国一律の基準を示したところでございます。その中では、促進区域から除外すべきエリアや、促進区域を設定する際に配慮すべき事項、区域なども示されました。

その右側に都道府県の基準の定め方という赤枠がありますが、省令の中では、我々都道府県が環境の保全に配慮すべき基準をどのように定めるべきかも併せて示されているところでございます。

都道府県は、この全国一律の基準と都道府県の基準の定め方を参照いたしまして、下側に緑の枠で囲っているとおり、地域の自然的・社会的条件に応じて環境の保全に配慮する基準を定めることができるとされており、現在、これについて北海道環境審議会でご審議をいただいているということでございます。

市町村は、今ご説明した国が示した全国一律の基準と都道府県が示す基準を踏まえながら促進区域を設定し、その促進区域の中で地域脱炭素化事業を呼び込み、地域の脱炭素化を進めていくといった建て付けになってございます。

続いて、スライドの5ページ目は、国基準と都道府県基準を参照し、どのように促進区域を設定するのかをお示したものです。

まず、上の四角の枠ですが、都道府県は、促進区域に含めることが適切ではないと判断する区域（除外すべき区域）と、促進区域の設定に当たって考慮することとする環境配慮事項、また、その環境配慮事項に係る適正な配慮のための考え方などを基準として示すこととなります。

続いて、三つの棒のイメージ図があるかと思いますが、まず、一番上の国の基準として除外すべき区域が設定されますので、その中から都道府県として除外すべき区域を示しま

す。そして、市町村は、国や道が除外すべきとした区域以外の自らの行政エリアの中から、市町村が考慮すべき区域、事項も参照しながら地域と協議をした上で、地域脱炭素化促進事業を行う区域を設定していくこととなります。

スライドの6ページには、ちょっとしたイメージの地図をお示ししております。これはあくまでもイメージ図であり、今、我々が検討している道基準の案と合致するものではありません。参考にといい、お示したものでございます。

例えば、右側の半面のところに書いてございますが、そもそも建物が建てられているところと重ねて再エネ施設を建てることはできないですし、建物からは1キロメートルや500メートルの一定の離隔距離を設けなければいけませんので、二重丸のところでは再エネ事業を行うのはやめようという形で建物などを除外していきます。

さらに、凡例の上から五つ目のように、クマタカ、オオワシ、オジロワシが多数生息しているメッシュがあるので、そこでの事業は控えようかという形で、国や道が示した基準に従い、適地ではないエリアをどんどん除いていきます。

そして、最終的には、地域としてどこを重視したいかも加味しながら、少し見にくいかもしれませんが、一番下の細かい斜線の緑色のメッシュの条件つき検討可能と書いているエリアを促進区域として、地域の脱炭素化を促進する事業を行ってはどうかということを検討していただき、地球温暖化対策の計画に記載していくといったイメージとなります。

続いて、スライドの7ページからは、先ほどお話しした昨年の春に示された省令の内容を簡単にご説明いたします。

まず、促進区域の設定に当たり配慮すべき基準に係る省令の構成ですが、国基準として、先ほど申し上げた促進区域に含めない区域と考慮が必要な区域または事項の三つが示されています。

また、都道府県基準としましては、**①**の市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域と、**②**の考慮対象事項等が示されております。この「等」については、上の国基準を参照していただければと思いますが、考慮が必要な区域と事項の両方を含んでいることから記載しているところでございます。この中で、アからエで示したように、施設の種類ごとに省令で掲げる環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるに当たっての考慮すべき事項や、考慮対象事項ごとの環境保全への適正な配慮を確保するための考え方、考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法を示すこととされております。**③**の特例基準というのは、**①**と**②**の一部のみを適用するような基準を作成することができることとされてございます。あわせて、**④**の適用除外は、**①**と**②**の全部を適用しない基準を設けることができるものです。

続いて、スライドの8ページでございます。

これは、都道府県が定める考慮対象事項などの詳細を示したものです。

まず、一番上のアのように、施設ごとにどんな考慮対象事項を示すべきかというのが決

められておりました、例えば、太陽光ですと、水質汚濁、騒音、重要な地形、地質、そして、特徴的な反射光など、白丸がついている要素を基準として設定することが定められているところです。以下、施設ごとにこのような形で定められております。

次に、一つ飛びまして、ウでは、考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報として、その下にまた表を記載しております。例えば、収集すべき情報の種類として、集落、学校、病院が例示されておりますが、これらの保全対象に対して、硫化水素による影響や、大気、騒音、悪臭といった環境配慮を求めるよう、この都道府県基準を設定しなさいということが記載されておりますので、今、我々は、基本的にこの二つの表に従って道基準を検討しているところでございます。

次に、スライドの9ページ目からは、具体的な都道府県基準のイメージを示しております。これもあくまでイメージでございまして、今、我々が検討している道基準と合致するものではありません。ハンドブックからイメージとしてお示ししております。

まず、9ページ目の市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域についてです。一番左側に環境配慮事項を列挙しておりますが、例えば、水の濁りによる影響の観点から水源地や水源保護地域は促進区域に含めないことが適切であるとか、上から三つ目の植物の重要な種及び重要な群落への影響では、生息地等保護区は促進区域から除くべきだという形で、促進区域に含めない区域を都道府県基準として定めることができます。市町村は、これに定められた区域を除いて促進区域を検討していくこととなります。

続いて、スライドの10ページ目、11ページ目では、考慮対象事項等のイメージをお示ししております。これは、促進区域を設定する際や、事業を実際に行う際、事業計画を策定する際に配慮すべき事項について定める基準となっております。

表の一番上の濃い緑色の一番左には環境配慮事項が記載されており、それに対して、主に保全対象となりますが、収集すべき情報とその収集方法を示すほか、その保全対象に対してどのような環境配慮を求めるべきかという適正な配慮のための考え方を基準化して示すこととなります。

例えば、一番上の騒音による生活環境の影響ですが、収集すべき情報として、学校、病院などの保全対象施設、住宅の分布状況などの収集すべき情報をE A D A Sや関係部局が示す情報から洗い出した上で、一番右側の適正な配慮のための考え方にあるように、その保全対象施設から一定の離隔距離を取ること、もしくは、パワーコンディショナーなどに囲いを設けるなどの防音対策を講じることとなっております。

また、上から四つ目の反射光による生活環境への影響という観点では、これも学校、病院、住宅などの分布状況を押さえた上で、反射を抑えた仕様のパネルを採用することや、配置、向きを調整し、反射光が保全対象に差し込まないよう措置を講ずることを基準に記載することとなります。

事業者は、この基準を参照し、それに適合するように自分たちの事業計画を策定し、市町村に申請することで、地域脱炭素化促進事業の環境配慮が確保されていくという仕組み

になってございます。

長々とお説明いたしました、制度の説明は以上でございます。

以上となりますが、今後は、環境審議会の中で検討中の基準について、この環境影響評価審議会から事業に求めている環境配慮の観点でご意見を頂戴するというのが基本になるのかなと考えております。こういった形でどのような事項を環境影響評価審議会にお尋ねするかというのは、北海道環境審議会の会長とも相談した上で今後進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局（石井課長補佐） 温対法に基づく促進区域に係る環境配慮基準について担当課から説明をさせていただきましたが、確認事項あるいはご質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。今後お伺いする正式な内容についてはまだお示しできない状況とありますが、そういう具体的なこと以外で、今後の手続等、確認しておきたいことがございましたら、お願ひいたします。

○露崎会長 何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（石井課長補佐） この件につきましては、環境審議会においていつまでに意見が欲しいという期限等も恐らくあるかと思ひます。ただ、それが来てから慌ててということになると、皆様のご理解もなかなか難しいところがあるかと思ひますので、今後、何か気づかれましたら、いつでも事務局にお問合せや確認をしていただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 よろしくお願ひします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から連絡事項があるとのことですので、よろしくお願ひします。

○事務局（石井課長補佐） 本日は、お知らせが二つございます。

一つは、審議会の委員の改選についてです。

道では、委員の任期を原則2年としてお願ひしてございまして、皆様の任期は来る4月25日で満了いたします。つきましては、今後、新たな期間の委員就任のご相談をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

二つ目は、次回の審議会についてです。

次回の令和4年度第10回の審議会は、3月10日金曜日の午後の開催にさせていただきたいと考えております。詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

4. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議회를終了いたします。

長い間、お疲れさまでした。

以 上